

平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 セブンシーズ・テックワークス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 川嶋 誠  
(コード番号 2338 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理部長 村山 雅経  
T E L 03-5225-9889 (代表)  
当社の親会社 セブンシーズホールディングス株式会社  
代表取締役社長 藤堂 裕隆  
(コード番号 3750 東証第 2 部)

## 当社定時株主総会における株主提案に対する当社の考え方について

当社は、平成 21 年 4 月 1 日付「株主提案権行使に関する書面の受領についてのお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社株主より平成 21 年 5 月開催予定の第 10 回定時株主総会における株主提案権の行使に関する書類を受領しましたが、本株主提案に対する当社取締役会の考え方を下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案株主

- (1) 氏 名 田中 成奉  
(2) 持株比率 3,000 株 (総株主の議決権の数に対する割合 10.51%)

#### 2. 提案された内容

##### (1) 議題

取締役藤堂裕隆解任の件

##### (2) 議案の要領

当社連結子会社 DR Fortress, LLC への出資および貸付金を決議した平成 19 年 6 月 4 日開催の取締役会にて議案を提出し、重要な影響力を及ぼしている。

同貸付金により、当社の現預金の大半が当該子会社へ流失し、当社の財務・業績が悪化しており、データセンター事業の営業損失も増大しているため、経営上誤った判断であり、責任を取るべきである。

#### 3. 当社の考え方

当該書面を受領した際に、個別株主通知(社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年 6 月 27 日法律第 75 号) 154 条 3 項)の受付票を添付していなかったために、代理人を通じ同書面の提出を促しておりましたが、本日現在、受領しておりません。

また、今後、同書面が提出された場合でも、株主提案権の行使に必要な法定の期間(会社法 303 条 2 項)が経過しているため、適法な提案権の行使ということとはできないものと考えます。

当社としましては、不適法な提案を株主総会へ付議することはできないために、当社取締役会としては、上記株主提案を第 10 回定時株主総会に付議しないことといたしました。

以 上